

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第29号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな ^い 。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定による子ども医療費の助成の対象となる医療（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども（第1項第4号に該当する者を除く。）に係るものを除く。）を受けることができる子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定による医療費の助成を受け</u> ることができる者 (4)及び(5) <省略>	(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな ^い 。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第3条に規定する受給資格者に監護されている子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定により医療費の助成を受け</u> ることができる者 (4)及び(5) <省略>

<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。